受験上の配慮申請者　各位

東京大学入試事務室

東京大学第２次学力試験における受験上の配慮に係る申請等について

東京大学第２次学力試験において受験上の配慮を希望する場合には、下記のとおり申請してください。

記

１．受験上の配慮申請

下記申請フォームから令和８(2026)年１１月２０日（金）までに配慮申請を行ってください。点字、代筆に係る配慮の申請は９月３０日（水）までに申請してください。

申請フォーム： https://forms.cloud.microsoft/r/m2NbJpxcEY

区分	対象となる者
視覚障害	1　点字による教育を受けている者 2　良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 3　両眼による視野について強度視野障害のある者 4　上記以外の視覚障害者
聴覚障害	1　両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 2　上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	1　体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 2　両上肢の機能障害が著しい者 3　上記以外の肢体不自由者
病弱	呼吸器、心臓、腎臓の慢性疾患等のため、医療や生活規制を継続して必要とする状態にある者又はこれに準ずる者
発達障害	自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等)、学習障害、注意欠如・多動症（注意欠如・多動性障害）等のため配慮を必要とする者
その他	上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖（白杖を除く）、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

次のものは受験上の配慮を申請せずに使用できます。

①　サポーター、テーピング、包帯、湿布、ギプス、眼帯、コルセット

※　試験時間中に着脱する場合は、監督者に申し出て許可を得てください。

②　白杖

※　白杖以外の杖の持参使用を希望する場合は申請が必要です。

③　座布団、クッション、タオル、ひざ掛け、手袋（多汗症用を含む。）

※　試験開始前に監督者に申し出て許可を得てから使用できます。病気・負傷や障害等のために試験開始前に監督者に申し出ることが困難な場合は、受験上の配慮の申請をすることもできます。

※　英文字や地図等がプリントされているものは使用しないでください。

※ 第２次学力試験の外国語（英語）において、一部マークシートに解答する問題があります。大学入学共通テストでチェック解答等の配慮を申請している志願者は注意してください。

２．医師の診断書の提出

下記より本学所定様式の医師の診断書を印刷し、もれなく記入の上、１１月２０日（金）必着で下記送付先に郵送で送付してください。また、聴覚障害者で受験上の配慮を希望する者は、オージオグラム等を必ず添付してください。

医師の診断書（本学所定様式）：https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400300452.xlsx

※様式は全２枚あります。２枚とも必ず記入してください。

送付先：〒113－8654　東京都文京区本郷７丁目３番１号　東京大学入試事務室

（「配慮申請書在中」と朱書で封筒の表に記入してください）

３．大学入学共通テスト受験上の配慮事項審査結果通知書（写）の提出

令和９年度大学入学共通テストで受験上の配慮を申請した場合、大学入試センターから９月下旬～１１月下旬の間に「受験上の配慮事項審査結果通知書」が送付されますので、上記申請フォーム（回答項目２０）よりアップロードのうえ提出してください。もし上述の提出期限（点字・代筆に係る配慮申請は９月３０日（水）、それ以外は１１月２０日（金））になっても「受験上の配慮事項審査結果通知書」が届かない場合は、上記申請フォーム（回答項目２０）で、「大学入学共通テスト 受験上の配慮事項審査結果通知書が未着である」旨を回答し、「受験上の配慮事項審査結果通知書」が届き次第、申請フォーム内で提出してください。なお、令和９年度大学入学共通テストで受験上の配慮を申請しない志願者は、必ず申請フォーム（回答項目１９）でその旨を回答してください。

４．注意事項

(1) 事前の配慮準備の関係で、申請が遅くなるほど、実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、早期に申請書類を提出してください。

(2) 本学の第２次学力試験への受験上の配慮申請を辞退する場合は、準備の都合上、必ず早急にご連絡ください。

(3) 受験上の配慮の可否等については、本学での審査・決定後の１２月下旬以降に通知文書を送付いたします。

(4) 申請の過程で得た申請者の個人情報（住所・氏名・電話番号等）は、東京大学第２次学力試験における受験上の配慮に係る審査以外には利用いたしません。